様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和8 年　6 月　17 日

福島県知事　　殿

提出者

住　所　福島県相馬市塚部字新城下44-2

氏　名　株式会社デンロコーポレーション東北工

東北工場長　中森　研治

電話番号　0244-36-2235(代)

福島県相双地方振興局 令和 -8.6.19 収受 相振第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社デンロコーポレーション東北工場
事業場の所在地	福島県相馬市塚部字新城下44-2
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	金属製品製造業　［２４９９］
②事業の規模	製造品出荷額等　9,973百万／年
③従業員数	１７２人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り【別紙１】

（日本産業規格　Ａ列４番）

（第２面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
	（管理体制図） 別紙の通り【別紙２】

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（　2025　年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃油
	排　出　量	353　t	53　t	0　t
	（これまでに実施した取組） ・一部の廃酸の処分を、リサイクル業者へ委託し、再資源化を図る。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃油
	排　出　量	400　t	100　t	3　t
	（今後実施する予定の取組） ①酸洗処理条件をさらに見直しすることにより、不必要な鋼材の酸洗を抑え、廃酸の排出を抑える。 ②液を部分的に抜き替え、不純物濃度を下げることで、全量抜き替えを防止し、発生量を抑制する。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・工程毎に発生したものをそれぞれに保管する。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・工程毎に発生したものをそれぞれに保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（　—　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—　t	—　t
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—　t	—　t
	（今後実施する予定の取組） —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（　—　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—　t	—　t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—　t	—　t
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—　t	—　t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—　t	—　t
	（今後実施する予定の取組 ） —		

（第４面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（　—　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—　t	—　t
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—　t	—　t
	（今後実施する予定の取組） —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（　2025　年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃油
	全処理委託量	353　t	53　t	0　t
	優良認定処理業者への処理委託量	353　t	53　t	0　t
	再生利用業者への処理委託量	—　t	—　t	—　t
	認定熱回収業者への処理委託量	—　t	—　t	—　t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—　t	—　t	—　t
	（これまでに実施した取組） ・複数の優良認定処理業者へ委託し安定した処理を図る。			

<table>
<tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="10">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>廃酸</td><td>汚泥</td><td>廃油</td></tr>
<tr><td colspan="2">全　処　理　委　託　量</td><td>400　t</td><td>100　t</td><td>3　t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処　理　委　託　量</td><td>400　t</td><td>100　t</td><td>3　t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処　理　委　託　量</td><td>—　t</td><td>—　t</td><td>—　t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処　理　委　託　量</td><td>—　t</td><td>—　t</td><td>—　t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処　理　委　託　量</td><td>—　t</td><td>—　t</td><td>—　t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
・複数の優良認定処理業者へ委託し安定した処理を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（　2025　年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">406　t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェストへの加入済み。
今後も、特別管理産業廃棄物の排出については、全量電子マニフェストで対応して運用する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

別紙1　特別管理産業廃棄物フロー図

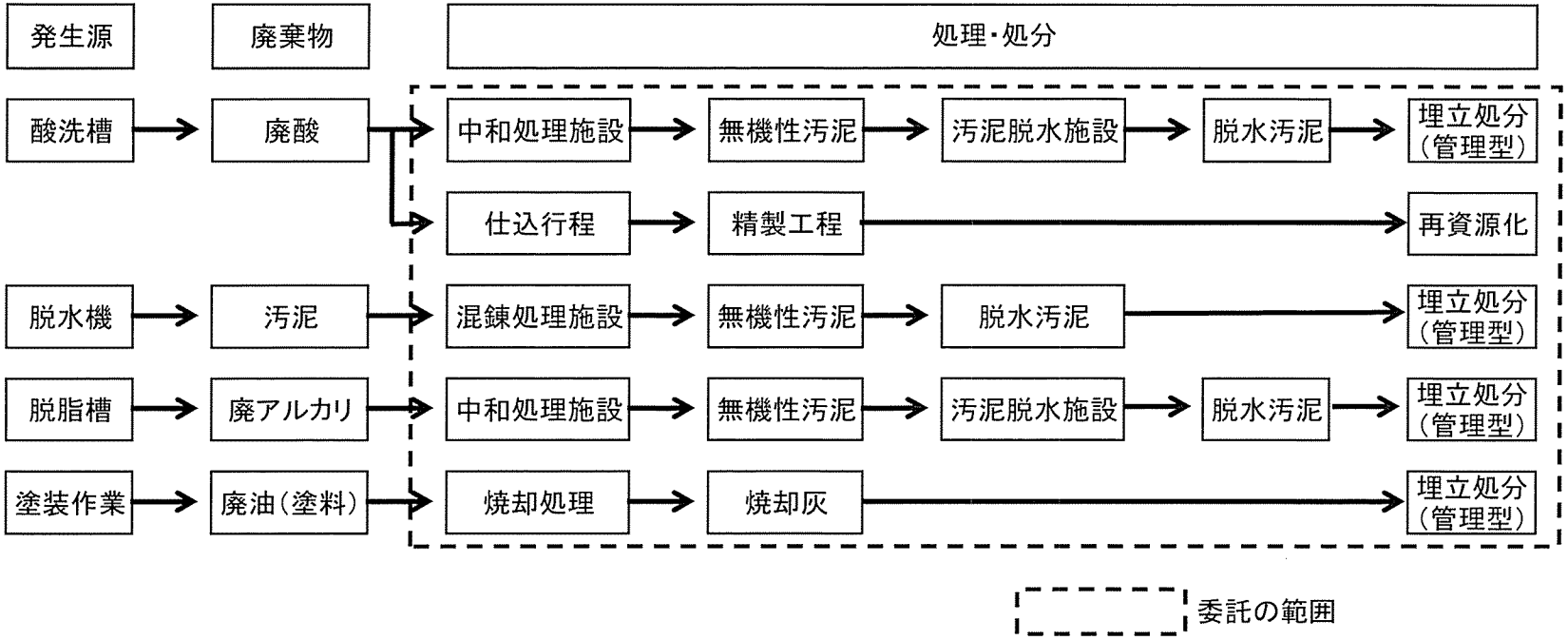

別紙2　特別管理産業廃棄物管理体制図

統括責任者		所属：　デンロコーポレーション東北工場　　職・氏名工場長　中森研治
廃棄物担当		組織名：デンロコーポレーション東北工場　東北資材課
役割	工場環境管理委員会	・廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再利用の推進、計画 ・委員長　－　工場長　　・委員　－　東北めっき課長 ・事務局　－　東北資材課長
役割	廃棄物統括責任者	・廃棄物処理方針の策定 ・工場の廃棄物管理規定の策定・廃棄 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
役割	廃棄物管理担当課長	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への教育・啓発 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項

廃棄物管理組織
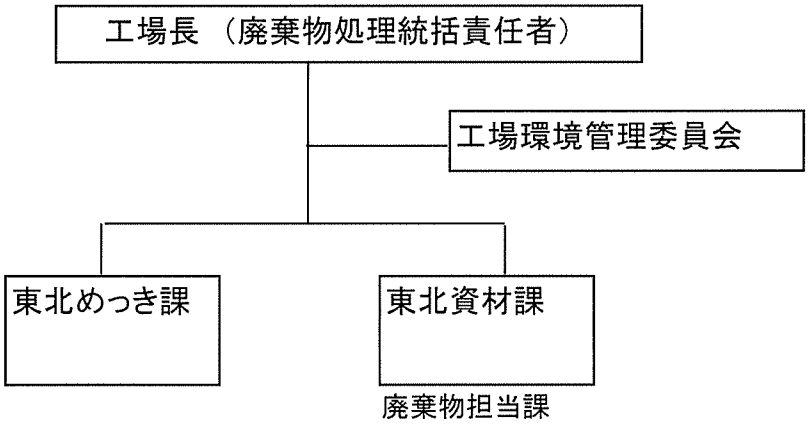
東北工場